

創業資金融資を活用した場合、 支払った利子の一部を補助します！

上尾市内で創業する人が、埼玉県制度融資または株式会社日本政策金融公庫のうち、創業資金に関する融資制度を利用した場合、上尾市が支払った利子の一部を補助するものです。

《対象となる融資》

以下のいずれかを受けている人が対象となります。

- 埼玉県：起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金
- 日本政策金融公庫：新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、新事業活動促進資金(国民生活事業に限る。)



《対象となる方》

- 個人：上尾市内に住民票がある方
法人：上尾市内に本支店の所在地を登記している方
- 市税を完納している方
- 融資資金を遅滞なく返済している方
- 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの融資実行分



《補助金の額》

- 支払った利子の20%(100円未満切り捨て)
- 返済が始まった月から3年間(=補助金の対象となる期間)**

※平成30年度の補助対象額は、**平成30年1月～12月までの返済利子額**となります。(平成29年12月以前分をさかのぼって請求はできません。)

《補助金申請・請求に必要な書類》

- ①交付申請書
- ②個人：住民票の写し、法人：商業登記簿謄本の写し
- ③市税に未納がないことの証明書
(法人は市納税課、個人は市証明書発行センターで取得してください。)
- ④利子払込証明書又は支払済額明細書(日本政策金融公庫)の写し
- ⑤交付請求書

※①・④・⑤の様式は市HPでダウンロードすることができます。

※その他、必要な書類がある場合は、別途ご案内します。

商業登記簿謄本については、初年度提出していただければ、2年目以降は提出不要です。

申請書類の提出期限：2月末日

* 問い合わせ・申請先 *

上尾市環境経済部商工課

電話：048-777-4441

FAX：048-775-5024

